

マイナンバーカードと健康保険証一体化 について

令和6年11月6日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1 制度改正経過について（抜粋）

（１）令和５年６月９日：

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）の公布

→健康保険証の廃止後、個人番号カードによる電子資格確認を基本としつつ、個人番号カードによる電子資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう健康保険法等の一部を改正し、所要の措置を講ずるもの。

（２）令和５年１２月２２日：厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡 「資格確認書の様式等について」

→資格確認書・資格情報のお知らせ等の内容及び様式等についての取り扱いが示された。

（３）令和５年１２月２７日：

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和５年政令第３７４号）」の公布

→改正法の施行期日を令和６年１２月２日と定められた。

（４）令和６年２月９日：厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡

「マイナ保険証※の利用登録の解除について」

→マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができる旨の事務連絡。

1 制度改正経過について（抜粋）

（５）令和６年８月３０日：

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）」

→資格確認書・資格情報のお知らせ等の内容及び様式等についての取り扱いが示された。

（６）令和６年１０月９日：厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡

「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」

→マイナ保険証の利用登録解除の受付についての詳細が示された。

※健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」と記載する）

2 制度改正の概要

（１）現行の健康保険証の利用について

現在、滋賀県内の国民健康保険に加入されている方については、記載事項に変更がない限り、有効期限（原則令和 7 年 7 月 3 1 日）が切れるまでは、引き続き現行の健康保険証を使用可能。（経過措置期間）

（２）令和 6 年 1 2 月 2 日以降の健康保険証について

新規に大津市国民健康保険に加入される方、及び転居等で健康保険証の記載事項が変更となる方等に対して、下記のことを発行する。（様式については別紙参照）

①マイナ保険証を所持…資格情報通知書（資格情報のお知らせ）

→健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるように通知する。

②マイナ保険証未所持 …資格確認書

2 制度改正の概要

(3) 資格確認書について

原則、本人の申請により交付するものとなっているが、当分の間は職権により交付する。なお、マイナ保険証を所持していても、マイナ保険証での受診が困難と考えられる要介護の高齢者や障害者等については、本人の申請により、資格確認書を交付することが可能となっている。

(4) マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きであることから、利用登録の解除を希望する方については、任意に解除の手続きを行うことができる。（10月28日より利用登録解除の申請の受付開始。）

2 制度改革の概要（資格確認書・資格情報のお知らせの様式）

【資格確認書】※滋賀県内市町で仕様を統一※

様式第一号（第六条関係）

（表 面）

都 道 府 県	有効期限	年	月	日					
国 民 健 康 保 険	発効期日	年	月	日					
資 格 確 認 書									
記 号	番 号	(枝番)							
氏 名	性 別								
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割						
適用開始年月日	年 月 日								
交 付 年 月 日	年 月 日								
世帯主氏名									
住 所									
保険者番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
交 付 者 名	印								

【サイズ】カード型

【材質】紙製

【資格情報通知書（資格情報のお知らせ）】

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ テロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ			
令和〇年〇月〇日発行			
(交付者名)			
(保険者番号)			
記号 000	番号	00000000	(枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	〇割 (70 歳以上のみ記載)		
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です			

【サイズ】A4

【材質】普通紙

3 制度改正前後の資格確認に用いる書類の比較 (大津市国民健康保険の場合)

	現行 (令和6年12月1日まで)	制度改正後 (令和6年12月2日から 令和7年7月31日まで) ※経過措置により健康保険証が使用可能	制度改正後 (令和7年8月1日以降)
マイナ保険証 を <u>持っている方</u>	・国民健康保険被保険者証 ・マイナ保険証	・国民健康保険被保険者証 ・マイナ保険証※	・マイナ保険証※
マイナ保険証 を <u>持っていない方</u>	・国民健康保険被保険者証	・国民健康保険被保険者証 ・資格確認書	・資格確認書

※医療機関で機械の故障でマイナ保険証の読み取りができない場合等に、マイナ保険証とともに資格情報通知書（資格情報のお知らせ）を医療機関の受付で提示することで受診できる。（ただし、資格情報通知書のみでは医療機関を受診することはできない）

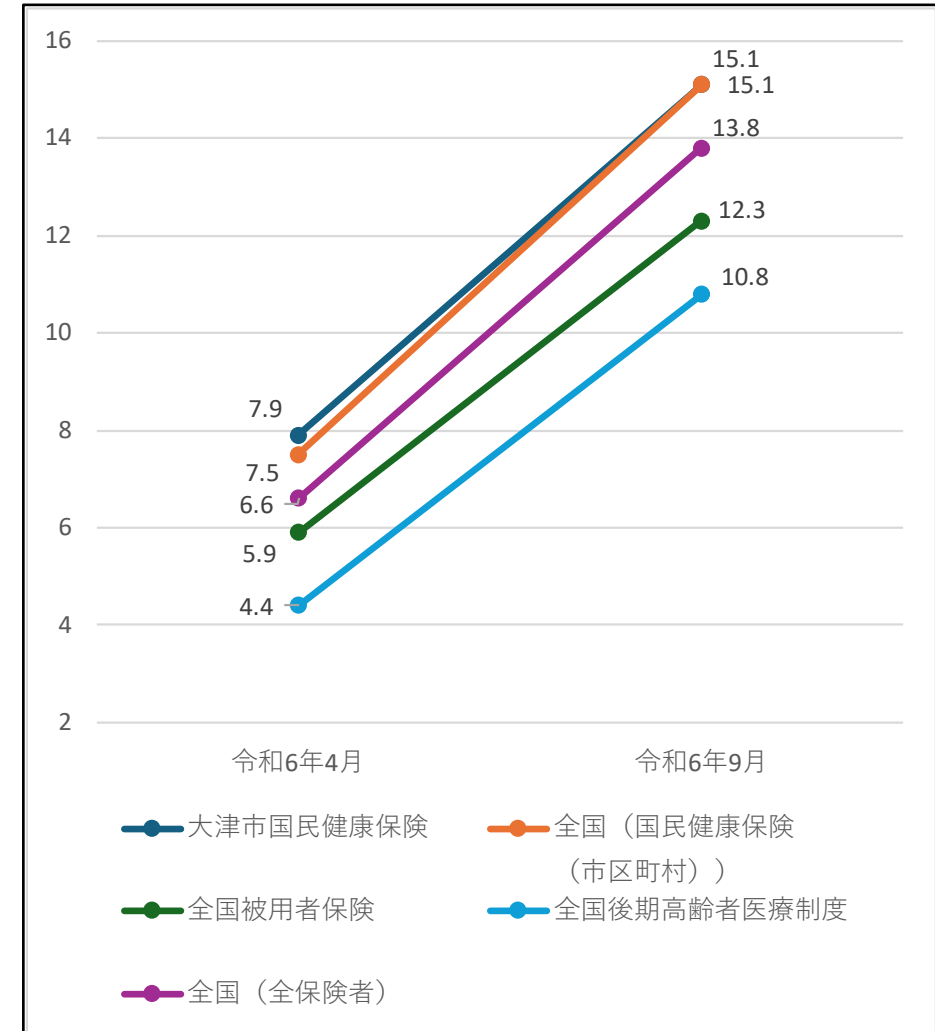
4 マイナ保険証の利用状況について

大津市国民健康保険のマイナ保険証利用状況については、全国国民健康保険（市区町村）の中で平均並みとなっている。

なお、滋賀県内においては13位となっている（令和6年9月時点）。

(%)

	令和6年4月	令和6年9月
大津市国民健康保険	7.9	15.1
全国（国民健康保険 （市区町村））	7.5	15.1
全国被用者保険	5.9	12.3
全国後期高齢者医療制度	4.4	10.8
全国（全保険者）	6.6	13.8



デジタルPMO「マイナ保険証利用率ダッシュボード」より